

別紙 1（第 3 条、第 4 条関係）

採択基準	補助対象経費 (事業内容)	補助率	事業主体	計画変更要件
1 生産基盤強化への支援 ○集積を伴う基盤整備団地形成に向けた取組みへ支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 ① 基盤整備団地形成に向けた話し合い活動を実施すること。 ② 農地中間管理機構を介した農地集積を伴うこと。 ③ 整備後の団地面積が 50a 以上 3 ha 以下であること。	整備計画の実現に係る費用 50a 以上の集積基盤整備団地を作る整備計画実現に係る費用	定額（600 千円／50 a） （ただし、1 か所当たりの補助額は別表 1 のとおり）	・ 果樹産地協議会 ・ 農業者の組織する団体 ・ 農業協同組合	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更
2 樹園地の中間管理支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 ① 県、市町村といった関係機関や、農業者等により支援体制が構築されていること又は、される見込みがあること。 ② 同一事業主体による取組期間の上限は 2 年間とする。 ③ 補助事業対象経費（1）中間管理に係る委託費や資材費等は、中間管理の取組みが新規または、取組み開始後 2 年度以内の事業主体であること。	（1）中間管理に係る委託費や資材費等 中間管理に資する費用 ・ 委託管理費 ・ 肥料、農薬代 等 （2）中間管理に係る機械費等 中間管理園の維持・管理に要する機械等の費用	（1） 定額（100 千円／10a） （2） 1/2 以内	・ 市町村 ・ 果樹産地協議会 ・ 農業協同組合 ・ 農業者の組織する団体 ・ 農業生産法人（構成員 3 戸以上）等	

3 気象変動対策支援 モデル実証を指導できる県、市町村および地域の関係機関で構成する体制を有し、果実品質調査等、複数年にわたり導入効果の検証を行うこと。 (1) 温暖化対応技術の導入支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 ① 実証内容は、シールディング・マルチ栽培、遮光資材、簡易灌水施設等、温暖化に対応した高品質・安定生産技術のモデルとなる取組とする。 ② 対象品目はシールディングマルチ栽培については温州みかん、遮光資材および簡易灌水施設等については県推奨品目または果樹産地構造改革計画の推奨品種に位置付けられた品目とする (2) 果樹貯蔵施設の機能向上等の支援 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 ① 対象品目は不知火類等で、果実を貯蔵する作型・出荷体系とする。 ② 実証農家が貯蔵庫を有していること。	(1) 温暖化に対応した高品質・安定生産技術のモデル導入に要する経費 ア 検討会の開催、現地調査等に係る費用 イ シールディング・マルチ、遮光資材、簡易灌水施設等の導入に係る費用 (2) 不知火類等の果樹貯蔵施設の機能向上等に要する経費 ア 検討会の開催、現地調査等に係る費用 イ 温湿度調整機器の導入及び不随する電気工事設備、貯蔵庫の断熱加工等に係る費用、その他貯蔵管理環境改善や導入する施設の補強等に係る費用 なお、施設の補強等は、温湿度環境の安定化を図る場合に取組める	(1) 1/2 以内 (2) 1/2 以内 但し、温湿度環境の安定化に係る取組(温湿度調整機器の導入および断熱材など)は、補助金上限額 100 万円/件 また、上記と一体的に取り組む場合に施設の補強を行う場合は、補助金上限額 75 万円/件	・ 農業者の組織する団体 ・ 農業生産法人 (構成員 3 戸以上) ・ 農業協同組合	
--	---	--	--	--

別表 1 【 1 集積を伴う基盤整備】

1 カ所あたりの補助額

1 カ所あたりの面積	金額（定額）
50a～	600 千円
1ha～	1, 320 千円
1. 5ha～	2, 070 千円
2ha～	2, 880 千円
2. 5～3. 0ha	3, 600 千円

※ 1 つの事業主体内において複数地区、地区内で複数箇所取組める